

高齢分野 公表日順

施設名	運営主体
希望苑	(社福)公正会
南太田ホーム	(社福)横浜社会福祉協会
横浜市天神ホーム	(社福)横浜社会福祉協会
新山下ホーム	(社福)横浜社会福祉協会
横浜市総合保健医療センター(しらさぎ苑)	(財)横浜市総合保健医療財団
新鶴見ホーム	(社福)横浜市福祉サービス協会
ラポール藤沢	(社福)いきいき福祉会
本牧ホーム	(社福)横浜社会福祉協会
横浜市脳血管医療センター 介護老人保健施設コスモス	社会医療法人社団 ジャパンメディカルアライアンス
横浜市総合保健医療センター(しらさぎ苑) (2回目)	(財)横浜市総合保健医療財団
横浜市天神ホーム (2回目)	(社福)横浜社会福祉協会

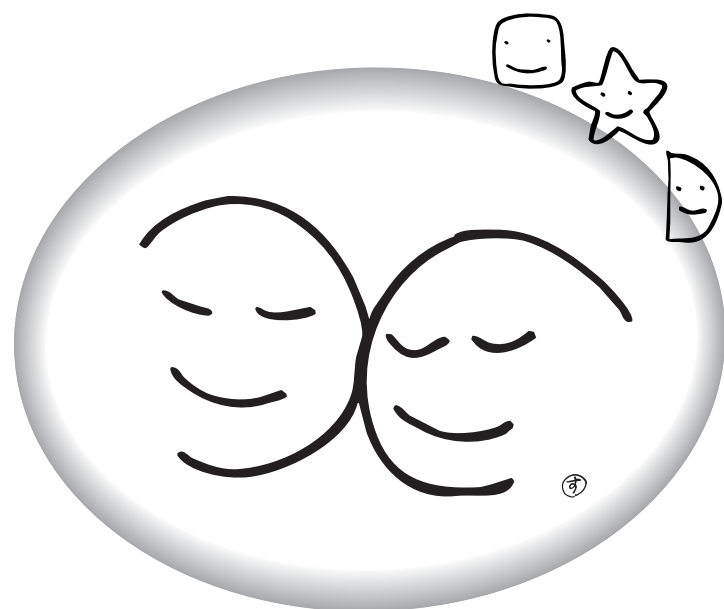
障がい分野

施設名	運営主体
横浜らいず	(社福)横浜共生会
白根学園成人寮	(社福)白根会
白根学園第二成人寮	(社福)白根会

保護分野

施設名	運営主体
救護施設 清明の郷	(社福)横浜社会福祉協会

他分野での実績としては、保育所95件、横浜保育室1件です。



～ 参考URL ～

【横浜市健康福祉局ホームページ】
<http://www.city.yokohama.jp/me/kenkou/hyouka/>
【かながわ福祉サービス第三者評価推進機構ホームページ】
<http://www.rakuraku.or.jp/hyouka/>

評価の概要

対象施設
 高齢分野：特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム
 障がい分野：障害者入所施設、障害児施設、地域療育センター、
 共同生活介護(ケアホーム)、共同生活援助(グループホーム)
保護分野：救護施設、更生施設
児童分野：児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設
保育分野：保育所、横浜保育室
 横浜市内、および横浜市周辺の市町村に所在する施設が対象です。

評価基準等

・横浜市が定めた評価基準・評価票を使用します。
 ・障害者ケアホーム・グループホーム等についてのみ、神奈川県の評価項目を使用します。

受審料金

・高齢・障がい・保護分野：1件56万円 前後(税込)
 ・障害者グループホーム・ケアホーム：1件15万円 前後(税込)

～ 誰もが自分らしく暮らせるまちづくり～
市民セクターよこはまとは？

NPO法人 市民セクターよこはまは、横浜市内の各地域で、福祉やまちづくり等を実践する約200の団体・個人が会員となって構成しているネットワーク・中間支援組織です。

市民一人ひとりが主人公として、幸せと豊かさを実感できる社会の実現を目指し、ひとつの団体・個人だけでは出来ないことに、取り組んでいます。主に下記のような事業を行っています。

- (1) 市民活動の支援・連携・ネットワークの推進
- (2) 行政や社会への提案・提言
- (3) 市民・企業・行政との協働
- (4) 評価・調査に関する事業



お問い合わせはお気軽に！

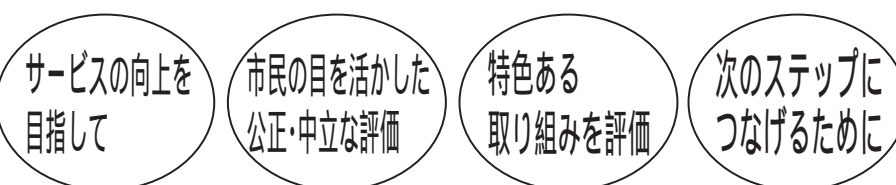


特定非営利活動法人
市民セクターよこはま

担当理事：増田 逸朗
 事務局担当：川崎 修 武田 千香恵

〒231-0013 横浜市中区住吉町2-26 洋服会館2階
 TEL:045-222-6501 FAX:045-222-6502
 Eメール: info@shimin-sector.jp

<http://www.shimin-sector.jp/>



福祉サービス 第三者評価を 受審しませんか？



イラスト：㊦



特定非営利活動法人
市民セクターよこはま

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構 認証評価機関第4号
 横浜市福祉サービス第三者評価 指定評価機関第4号
 横浜市指定管理第三者評価機関 18-10

ver. 2011.4

福祉サービス第三者評価って？

・施設が提供するサービスの質を、公正・中立な第三者機関が、専門的・客観的な立場から評価を行います。

・行政の監査や、介護サービス情報の公表制度とは、異なります。
実際の自分たちが提供しているサービス水準がどのレベルにあるのか、改善すべき点はどこかを明らかにし、施設の職員自らによるサービスの質の向上への取組みを支援します。

・特色ある取り組みや、日常行っている良い点なども、評価をきっかけに、あらためて気が付くことができ、次のステップへとつながる意欲が生まれます。

市民セクターよこはまの行なう「福祉サービス第三者評価」の特徴

～福祉サービスの質の向上、
利用者の方一人ひとりの豊かな暮らしの実現のために～

1. 施設の現状(日ごろの努力や苦勞など)を、十分に理解することを心がけます。
2. 職員の方々が一体となって自己評価に取り組み、日々の振り返りができるようにサポートします。
3. 職員の方々と対話を重ねながら、「気づき」の場を作り、お互いに納得の上で評価の完了といたします。
4. 評価調査員は、当会独自の研修の中でも研鑽を重ねながら、市民の目を活かして評価活動を行います。

評価調査員は、全員が当会の理念に共感し、会員となって主体的に評価活動をしています。
評価調査員は、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構、および横浜市の資格認定者です。

施設の職員の方々が、次のステップに向けた取り組みをしていくことのお手伝い・応援。
それが私たちの仕事であると考えています。



評価の標準的な流れ 下記は、特別養護老人ホームの場合

契約締結・職員説明会

- ・訪問実地調査予定日より、おおむね3ヶ月前までに契約を締結します。
- ・必要に応じて、全職員の方を対象に評価の概要等の説明会等を行います。

事前資料のご提出

- ・契約締結の後に、参考となる資料(施設のパフレット、広報誌、事業報告・計画等)のご提出をお願いしていますので、ご準備ください。
- ・施設の状況把握のため、「施設事前提供情報シート」に記入してご提出いただきます。

自己評価の実施・評価票の回収

- ・訪問実地調査に先立ち、評価調査員による訪問実地調査に使用するものと同じの評価票をお渡ししますので、自己評価をお願いいたします。
- ・自己評価票は、訪問実地調査初日のおおむね1ヶ月までにご提出いただけます。
- ・自己評価を施設として1つにまとめるにあたっては、全職員でじっくりと取り組み、話し合い等の機会を十分に持たれることをお勧めします。

利用者家族アンケートの実施

- ・利用者全員のご家族等(後見人含む)を対象として、家族アンケートを実施します。
- ・ご家族の方々に對して、第三者評価の趣旨等のご説明をお願いいたします。アンケートは、施設からご家族の方々にお渡しください。
- ・アンケートは、訪問実地調査初日のおおむね1ヶ月までに、ご家族から直接、当評価機関に宛てて、返信用封筒を使って無記名で返送していただきます。

訪問実地調査の事前打合せ

- ・提出していただいた各種資料、自己評価票、家族アンケート等をもとに、評価調査班内において十分な検討を行った上で施設へ訪問しますので、訪問実地調査当日の詳細について打合せをお願いいたします。
- ・訪問調査当日2日間のスケジュールや、ヒアリングの対象者、準備していただく書類等について打合せをいたします。
- ・利用者ヒアリングの対象者は、この事前打合せでの協議を踏まえて、選定をお願いいたします。人数は10人を基本とします。

訪問実地調査

- ・訪問実地調査は、原則として2日間実施の予定です。
- ・評価調査員2名に加えて事務局等、計2～4名で伺います。
- ・スケジュールはおおむね次を標準とします。

1日目	午前	施設見学、書類調査	昼食は利用者と一緒に
	午後	利用者ヒアリング、施設長・主任ヒアリング	施設内観察
2日目	午前	書類調査、施設長・主任ヒアリング	昼食は利用者と一緒に
	午後	職員ヒアリング、施設長・主任ヒアリング	



評価調査の結果まとめ

- ・評価調査班は、訪問実地調査後、職員自己評価・利用者本人調査・家族アンケート等も勘案し、総合的に判断して評価調査報告書(案)をまとめます。

評価委員会による審議

- ・評価調査班が作成した評価調査報告書(案)を評価委員会において、第三者的見地から審議し、最終的な評価を決定します。
評価事案の社会的背景も含めて、1件ごとをじっくりと審議します。

評価結果の報告・事実確認・意見交換

- ・評価委員会において決定された「評価調査報告書(確定版)」「評価結果(公表用)」を、施設にご報告いたします。(訪問実地調査終了日の翌日から70日以内)
- ・報告書に記載された事実に相違ないか確認するとともに、内容について意見交換の時間を設けています。

事業者コメントのご提出

- 評価調査報告書(案)を受け、施設としての意見・感想や今後の取り組み方針などについての「事業者コメント」を提出していただきます。
- 事業者コメントは、施設内での十分な議論の上、作成をお願いいたします。
- 事業者コメントは、評価結果とともに公表されます。

横浜市等への報告

- ・かながわ福祉サービス第三者評価推進機構および横浜市に對し、事業者コメントを添えた「評価結果」を報告します。

評価結果の公表

- ・かながわ推進機構および横浜市は、ホームページ上で「評価結果」を公表します。
- ・市民セクターよこはまのホームページ上でも「評価結果」を公表します。
- ・施設においても、評価結果を自己開示をお願いいたします。
ご希望の部数の「評価調査報告書」をお渡ししますので、その後の取り組みに向けて、職員研修の資料等として活用していただけます。

